

令和8年8月

お客さま各位

群馬県信用組合

キャッシュカードのご利用限度額を変更されたお客さまへ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、ご高齢のお客さまを中心に、キャッシュカードをだまし取られ、口座から不正に現金を引き出される被害が増加しております。こうした状況を踏まえて、現在、当組合では警察庁と連携し、お客さまのキャッシュカードによるATMでのお振込みや出金取引のご利用限度額を一部制限させていただいております。

お客さまのご都合によりご利用限度額を変更された場合、お手続きを行った日の属する月中に、キャッシュカードを使用して該当のお取引（振込又は出金）を行ってください。ご使用がない場合、再度ご利用限度額を引き下げさせていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、お客さまのご預金をお守りし、金融犯罪の被害防止に取り組む対応でありますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 振込制限の対象について

- ・ 65歳以上のお客さま
- ・ 過去1年間キャッシュカードによる振込取引をされていないお客さま

2. 出金制限の対象について

- ・ 70歳以上のお客さま
- ・ 過去3年間キャッシュカードによる出金取引をされていないお客さま

(通帳発行のみで、3年以上経過後にキャッシュカードを新規発行した口座を含みます。)

《ご注意》過去に限度額を引き上げた方でも、上記条件を満たした場合は、再度限度額を引き下げさせていただきますのでご了承ください。